

中小企業大学校講座受講促進助成制度実施要綱

2019年4月1日 制定
公益社団法人岩手県トラック協会

(目的)

第1条 トラック運送事業者の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的に、中小企業大学校講座受講促進助成制度を実施する。

(助成対象者)

第2条 公益社団法人岩手県トラック協会（以下、岩ト協）の会員事業者であって、入会から6ヶ月以上経過し、且つ会費の未納等がない法定中小企業者（資本金3億円以下又は常備従業員300人以下）。

(対象校)

第3条 国の人材養成機関である中小企業大学校仙台校及びWEBee Campus（Web講座）を対象とする。また、仙台校及びWEBee Campus（Web講座）での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により、他の8校での受講も妨げない。

学校名	郵便番号	所在地	電話番号
旭川校	078-8555	北海道旭川市緑が丘東3条2-2-1	0166-65-1200
仙台校	989-3126	宮城県仙台市青葉区落合4-2-5	022-392-8811
三条校	955-0025	新潟県三条市上野原570	0256-38-0770
東京校	207-8515	東京都東大和市桜が丘2-137-5	042-565-1207
瀬戸校	489-0001	愛知県瀬戸市川平町79	0561-48-3400
関西校	679-2282	兵庫県神崎郡福崎町高岡1929	0790-22-5931
広島校	733-0834	広島県広島市西区草津新町1-21-5	082-278-4955
九州校	812-0024	福岡県福岡市博多区網場町2-1	0949-28-1144
人吉校	868-0021	博多FD ビジネスセンター3階 熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1	0966-23-6800

(対象講座)

第4条 対象となる講座は、中小企業大学校の各校（WEBee Campus含む）が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座

（６）その他物流事業に関わる講座

（助成対象定員）

第5条 各年度、1事業者延べ10講座までとする。

2 但し、期間内であっても予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

（受講の届け出・承認）

第6条 受講を希望する会員事業者は、受講者・受講講座等について事前に岩ト協へ届け出る。

2 岩ト協は、前項の届け出があったときは、予算の範囲内であることを確認の上で速やかに当該会員事業者に対し、「受講承認書」（様式1）により通知を行う。

（大学校への申込み）

第7条 この助成金を受け受講を希望する会員事業者は、岩ト協からの受講の承認があった後、受講しようとする学校に対して、受講申込みの手続きを行うものとする。なお、受講料は、所定の額（全額）を、会員事業者が直接、当該校に納入する。

2 受講申込みをした学校から受け入れ通知があった場合に受講することができる。

（受講修了後の手続き）

第8条 会員事業者は、受講者が所定期間を受講し「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに「受講修了通知書兼助成金請求書」（様式2）を岩ト協へ提出する。その際、「受講修了証書」の写しおよび受講料納入にかかる「領収書」の写し（領収書が入手できない場合には、銀行振込明細書（※1）金融機関等の出納印が押印されている振込受付書、又はインターネットバンキング決済完了画面（※2）等の写し）を添付する。

※1 銀行振込明細書の写しは、金融機関等の出納印が押印されている振込受付書、又は利用明細書を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請事業者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

※2 インターネットバンキング決済完了画面の写しは、振込データの受付明細、並びに入出金明細等の引落が確認できる書類の両方を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

（助成額）

第9条 岩ト協は受講料の3分の2を上限（公益社団法人全日本トラック協会（以下、全ト協）からの助成金を含み、百円未満の額は百円単位に切り上げた額）として助成する。但し、国・自治体・他団体等からの助成を受ける場合、本助成金との合計が受講料を超えない範囲において助成する。

（助成金の支払い）

第10条 岩ト協は、会員事業者から「受講修了通知書兼助成金請求書」（様式2）の提出があったときは、精査の上、各月末締めにて取りまとめ、翌月以降、申請事業者の銀行口座への振り込みにより所定の助成金を交付する。（3月は年度末のため適宜）

（受講申し込み後の変更または中止）

第11条 会員事業者は、岩ト協から受講承認を得た後、申込み事項を変更または受講を中止した場合は、その旨、速やかに岩ト協あてに届け出る。

(助成金の返還)

第12条 岩ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

- (1) この要綱、その他岩ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(附則)

- 1 本要綱は、2019年4月1日制定し、同日より施行する。
- 2 令和3年4月1日 一部改正
- 3 令和6年4月1日 一部改正
- 4 令和7年4月1日 一部改正